

令和7年6月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和7年6月25日（水）午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和7年6月25日（水）午前9時30分

4 応招議員

1番議員	榎原雄太	2番議員	小澤由彦
3番議員	高木幸広	4番議員	佐藤嘉彦
5番議員	鈴木哲司	6番議員	清水健一
7番議員	佐藤明孝	8番議員	川岸和花子
9番議員	岡戸章夫	10番議員	加藤久幸
11番議員	中根信一郎	12番議員	西田彰

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	野口和英	総務課長	平田章浩
危機管理課長	鈴木知寿	政策企画課長	鈴木勇登
財政課長	鈴木俊久	税務課長	長野了

住民生活課長	森下友幸	福祉課長	中村貢
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	緩鹿英文	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	榎原一嘉
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 岩井秀司 議会書記 森下幹子

10 会議に付した事件

議案第40号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第41号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第42号 森町税条例の一部を改正する条例について

議案第43号 令和7年度森町一般会計補正予算（第1号）

議案第44号 令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

発議第3号 森町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

議案第45号 令和7年度森町一般会計補正予算（第2号）

議案第46号 建設工事請負契約の締結について

<議事の経過>

議長 (中根信一郎 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
これから本日の会議を開きます。
それでは、日程に入ります。
日程第1、議案第40号「森町職員の育児休業等に関する条例の

一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 40 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 、議案第 41 号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 41 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 、議案第 42 号「森町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 42 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 43 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

12 番、西田彰君。

登壇願います。

12 番議員 (西 田 彰 君) 12 番、西田彰でございます。

議案第 43 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 1 号）」に対し、反対討論をいたします。

補正予算（第 1 号）には、政策企画課による地域タクシー運行業務委託料や産業課の有害鳥獣被害防止対策事業（電気柵等）補助金及び社会教育課による部活動地域移行推進事業等、賛成できる事業が予算立てされていますが、どうしても賛成できないのが旧藤江勝太郎家利活用改修事業等の予算であります。2 年前の利活用改修設計業務委託はされたが、問題があり、白紙に戻ってしまうことになりました。昨年は、当初予算において、勝太郎家ほか 3 か所の測量図面作成予算が組まれ、今年度当初では建造物測量調査図面作成委託料及び城城下地区まちづくり伴走支援業務委託料と今回補正計上された勝太郎家改修工事ほか 6,000 万円を加えると、9,400 万円弱が支出、あるいは支出されることになります。ここにかかる財源は、今回補正では、国庫補助金、教育費補助金、観光振興事業補助金であり、この補助金は制度的に引き続き、城下地区全域を視野に古民家等の維持改修と利活用活性化が求められてくると思われます。利活用には民間の力が必要であります。そこに指定管理者制度を組み入れるような考えと思われますが、指定管理者や地域まちづくりビーグルにおいて、中長期の地域活動を考えたとき、活動が継続できるのでしょうか。遠州の小京都リノベーション事業計画はこれに留まりません。一度立ち止

まり、今森町に求められている住民要求、町の活性化対策は何なのか、全庁的に検討すべきであります。このことを申し上げまして、私の反対討論といたします。議員各位の御賛同をお願いいたしまして、私の反対討論といたします。

議長 (中根信一郎 君) 次に、賛成の方の発言を許します。

8番、川岸和花子君。

登壇願います。

8番議員 (川岸和花子 君) 8番、川岸和花子でございます。

議案第43号「令和7年度森町一般会計補正予算（第1号）」について、私は賛成の立場で討論させていただきます。

本予算は88,673千円を追加し、歳入歳出それぞれ10,513,673千円とするものです。地域公共交通の空白地解消のため1年間の実証実験を済ませて、一宮、園田地域タクシーが本格運行が10月1日から開始されるための予算、そして鳥獣被害の電柵等補助金が想定を上回る申請があったということで、それについての予算、また、部活動の地域移行のためのスタートアップ！M o r i • A s a h i のトライアル事業についての予算が計上されています。そして、中でも遠州の小京都リノベーション推進事業については、60,122千円という大きな予算がつけられております。歴史的資源を中心としたまちづくりに向けて、今回は旧藤江勝太郎邸の歴史的建造物改修工事を行う予算が設計委託料、そして工事監理業務委託料も含めまして計上されています。これには、観光庁の観光推進事業費補助金28,474千円を活用し、これは旧藤江勝太郎邸の改修だけではなく、これから城下地区全体への歴史的資源を活用したまちづくりへ向けての補助金と伺いました。この城下地区的歴史的資源については木造であり、老朽化が進んでおり、もうこの機会を外せば、この先は行えないのではと感じております。そして、まちづくりビーカルを伴走支援として、一般社団法人創造遺産機構（H E R I T A）に今、伴走支援を業務委託しておりますが、城下地区の人々もこの活性化に向けて今、立ち上がろう

とされている中、まだ確実なものではないにしても、これから森町の遠州の小京都の魅力をさらに上げていく大きなきっかけとなるものと信じております。私は大変期待しておりますし、森町全体としても応援していこうという風潮を作っていくべきとも感じております。以上の点から、私は、この補正予算に対して賛成といたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。以上です。

議長 (中根信一郎 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 43 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (中根信一郎 君) 起立多数です。

したがって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 、議案第 44 号「令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 44 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 、発議第 3 号「森町議会傍聴規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根信一郎 君) お諮りします。

		本案は、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
		御異議ありませんか。
	(「異議なし」という者多数)	
議長	(中根信一郎君)	異議なしと認めます。
		これから発議第3号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(「異議なし」という者多数)	
議長	(中根信一郎君)	異議なしと認めます。
		したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。
		日程第7、「議員派遣について」を議題とします。
		議員派遣については、サイドブックス掲載のとおり議員を派遣したいと思います。
		お諮りします。
		議員派遣については、これを決定することに御異議ありませんか。
	(「異議なし」という者多数)	
議長	(中根信一郎君)	異議なしと認めます。
		したがって、議員派遣については、サイドブックス掲載のとおり決定しました。
		日程第8、「第一常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。
		第一常任委員会委員長から森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。
		お諮りします。
		委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
	(「異議なし」という者多数)	
議長	(中根信一郎君)	異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第9、「第二常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第10、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました次期議会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

(午前 9時48分 ~ 午前 9時48分 休憩)

議 長 (中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

町長から報告事項並びに議案第 45 号及び議案第 46 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 1 から追加 1 の第 3 として、議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

報告事項並びに議案第 45 号及び議案第 46 号を日程に追加し、第 4 号の追加 1 の第 1 から追加 1 の第 3 として議題とすることに決定しました。

追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 1、「報告事項について」、町長から「専決処分の報告について」報告が来ております。サイドブックスに掲載のとおりでございますので、御了承願います。

追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 2、議案第 45 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま追加して上程されました議案第 45 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 28,320 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,541,993 千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、2 款 1 項 5 目、財産管理費 4,200 千円につきま

しては、本庁舎3階の正副議長室や議員控室等の空調に故障が生じたことから、熱中症の発症が危惧される季節を迎えるに当たり早急に対応するため、修繕費を計上するものでございます。

9目、自治振興費1,500千円につきましては、物価高騰による町内会の経済的な負担を軽減するため、公民館等で利用する省エネ家電の購入やLED照明への切替費用の一部を支援する町内会エネルギー価格高騰対策支援補助金でございます。

4款1項4目、生活環境費10,000千円につきましては、本年度当初予算に計上いたしました森町省エネ家電買替購入費補助金について、6月2日から補助金交付申請の受付を開始したところ、既に予算の半分を超える申請をいただいております。このような状況から、気温が高くなるこれから季節に向け、エアコンの省エネ家電への買替需要が見込まれることや省エネ家電への買替えを促進することで、家庭の電気料金負担の軽減と二酸化炭素の削減に寄与することができることから、より多くの御家庭に当制度を御利用いただけるよう、補助金の追加をお願いするものでございます。

8款4項1目、都市計画総務費12,620千円につきましては、現在進めております森町立地適正化計画改定作業において、新たに居住誘導区域における誘導施策の可能性検討調査及び隣接地域の地域特性を生かし、居住誘導区域へ誘導する施策の検討を実施するもので、この度、国との協議・調製が整いましたので、関係する委託料を計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項1目、総務費国庫補助金11,500千円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、国の予備費使用に伴い、追加配分された交付金等を歳出予算で計上了物価高騰対応重点支援事業の財源とするものでございます。

4目、土木費国庫補助金5,950千円につきましては、森町立地適正化計画改定業務委託料の追加業務に対する集約都市形成支援

事業費補助金の増額分でございます。

20款1項1目、繰越金10,870千円につきましては、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

以上が、「令和7年度森町一般会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（中根信一郎君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、佐藤明孝君。

7番議員（佐藤明孝君）それでは歳出でお聞きしたい点がございます。

7・8ページ、一番上段になります。ここに総務課から物価高騰対応重点支援事業ということで、町内会の関係で補正がなされております。町内会につきましても、省エネ家電等の一部の補助というところで説明がございました。この一部というのは、上限的にはいくらぐらいを指すということ、それと70弱の町内会が森町にはございますけれども、どういったところを対象としているのか。さらに、町内会の件数というのはどのぐらいを想定されているか、その点をお聞きします。

議長（中根信一郎君）総務課長。

総務課長（平田章浩君）総務課長です。

佐藤明孝議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらの補助金につきましては、補助率が3分の2で、補助金の上限が10万円でございます。全ての町内会を対象として補助事業を実施するものでございます。今回の1,500千円の対象ですけども、上限10万円ということですので、10万円を見込んで15町内会ということで補正を計上させていただいております。以上です。

議長（中根信一郎君）7番、佐藤明孝君。

7番議員（佐藤明孝君）1,500千円ということで15町内会、分かりました。

ただ、一般家庭におかれてもかなりこの補助の評判が良くて、さらにこの後もこの 1,000 万円余の補助がさらに補正がなされたということですが、この町内会に対しても、例えば足りなくなつたらまた補正をするという計画はお持ちでしょうか。

議長（中根信一郎君）総務課長。

総務課長（平田章浩君）総務課長です。

佐藤明孝議員の再質問にお答えさせていただきます。

この事業につきましては、令和 6 年も同様の事業として実施をさせていただいておりまして、7 町内会に対しまして 58 万 6,000 円の補助金を出してございます。補助金の建て付けとしますと、住民生活課の補助金とはこちらの内容が少し違っております。前年度の実績を踏まえて補正を組んでおりまして、1,500 千円ほど計上させていただいております。十分な金額と考えております。以上です。

議長（中根信一郎君）他に質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

（川岸和花子君）川岸です。

今の同じところの 2 款 1 項 9 目の自治振興費のところの町内会エネルギー価格高騰対策支援補助金ですけれども、これは国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したものですが、この交付金の活用にこのような生活者支援、事業者支援でもないこの町内会支援というものを活用してもいいメニューに入っているのかどうかということを一つお伺いします。

次に 4 款 1 項 4 目の住民生活課の物価高騰対応重点支援事業ですが、こちらも当初予算でも 10,000 千円、そして今回も 10,000 千円ということで、確かに 6 月中でもうこの当初予算の半分の申請をもらっているということで、さらに 10,000 千円としたその根拠というか、そこまで伸びると想像された、その計算された 10,000 千円にされた理由を伺います。

議長（中根信一郎君）総務課長。

総務課長	(平田 章浩 君) 総務課長です。 川岸議員の質問の 1 問目にお答えさせていただきます。 こちらにつきましては、地方公共団体が推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものにつきましては対象ということになつておりますとして、森町としては更に効果があると考えて、対象の事業としております。以上です。
議 長	(中根信一郎 君) 住民生活課長。
住民生活 課 長	(森下友幸 君) 住民生活課長です。 川岸議員の御質問にお答えします。
	御質問は、当初 10,000 千円、それで補正 10,000 千円で当初と同じ額を補正する、そこまで伸びる見込み、そういうといった理由はと いうことでした。
	当初の 10,000 千円について、6 月 2 日から受付を開始したわけ ですけれども、6 月 2 日、その 1 日で 90 件の申込みがありました。 その段階で既に全体の 4 割近くの予算分の申請があったとい うことです。それから、翌日の 6 月 3 日から 6 月 24 日、昨日まで 16 日 間、通常の受付をしました。その間に受け付けた件数が 99 件あり ました。それで締めて、現在のところ、10,000 千円の予算に対して、653 万 1,000 円分の申請が来ており ます。65 パーセントを超 えているとい うことです。状況を見ますと、大体 1 日に 6 件程度 の申請がコンスタントに来 ている状況で、1 件当たりの申請額と いうのが大体 3 万 5,000 円程度で すので、この分でいきますと、 7 月中には当初予算分の予算を消化できる。 それから追加で 10,000 千円と考えましたけれども、この予算も早ければ 10 月中 には消化できるものと思われます。 町民の皆さんには購入の対象 期間として、今年、令和 7 年中、12 月 31 日までの購入を補助の対 象としますとい うことでアナウンスしていますので、こちらの見 込みですと、購入対象期間の 12 月 31 日の前に、この追加分の補 正 10,000 千円分の予算も消化できるのではないかなど見込んで いるとい うことで、ちょっと大雑把な数字ではあります が、当初

予算の倍額の総予算という設定をさせていただいたところです。

以上です。

議長（中根信一郎君）8番、川岸和花子君。

（川岸和花子君）次に8款4項1目の建設課の森町立地適正化計画改定業務委託料の件ですけれども、居住誘導区域への施策ということで期待できるような内容ですが、この改定する内容について、御説明お願ひいたします。

（中根信一郎君）建設課長。

（緩鹿英文君）建設課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。

居住誘導区域内の今回追加業務ということでありますけど、居住誘導区域外におきまして、実際、空き家ですとか、空き地、またさらには今後空き家等とこうなりうるような高齢者の世帯、そういった家屋等について、具体的に実効性のある住宅等の政策の対策、そういったものが必要になってくると、これについては居住誘導区域内にとどまらないところになりますけど、そういったものが必要になってくるというようなことで、追加業務としましては、こういった居住誘導区域内、街中のそういうところも注視しながら、実際生活している人、外へ出て行ってしまう人、そういった人の実際にどのようなニーズ、こういった施設があれば、町に住みやすくなるとか、こういった施設がないから、なかなか町に住みにくくて、外へ出でていってしまうと、そういうようなことを深掘りしたようなニーズ調査、あと不動産業者等に近年のこの森町における不動産の動向、そういったものをヒアリング等しながら、具体的な施策につながるところを考えていくというところで考えております。あと同時に、居住誘導区域外については、街中の用途地域が中心になります。ただ、この用途区域外においても住宅はあるものですから、そういったところの地域特性をいかに町全体に波及させていけるか、そういったものをあわせて検証していくということについて、国との調整等が整ってきたもので

すから、今回そのような業務を行っていくということで考えております。以上です。

議長 (中根信一郎 君) 8番、川岸和花子君。

8番議員 (川岸和花子 君) この森町立地適正化計画は長い期限の中で行っていくまちづくりということだと思うのですが、今お伺いしますと、街中の居住促進区域が中心だということで、その地域特性を生かしてということで、その街中以外でのところには、居住推進というところがあるのか、ないのか、そこをお願いします。

議長 (中根信一郎 君) 建設課長。

建設課長 (緩鹿英文 君) 建設課長です。

ただいまの質問ですけど、今回、あくまでもこれは都市計画の観点から立地適正化計画ということで、居住誘導区域を定めております。当然、人が住んでいるところ、町としましては、全域の集落、拠点の集落あるものですから、そういったところも全体を見た中でという中で、都市計画においてはこの用途地域の指定がされている居住誘導区域が中心になってくるということになりますけど、先ほどもちょっと触れましたとおり、用途地域が指定されているところ、それ以外に例えば一宮、園田、飯田、天方地区、そういったところにも当然生活等はあるものですから、そういったところ等の関連性、その辺も、町全体の住宅の施策等との整合をとりながら進めていくということで、今回、都市計画においてはこの立地適正化計画において、居住誘導区域内の計画を定めていくということで、これがほかの町全体の住宅施策等の当然連携をとっていくということになりますので、最終的には全体での住宅の施策等につながっていくかなということで考えております。以上です。

議長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

7番、佐藤明孝君。

7番議員 (佐藤明孝 君) ただいまの川岸議員の質問に関して、もう一度お聞きしたい点がございます。

今のお話、この立地適正化計画の関係ですが、これにつきましては、定住推進課等は絡むことはないのかということと、あと町の中心部における空洞化抑止のために、どれぐらいの効果等があるのかという、その2点をお聞きしたいと思います。

議長（中根信一郎君）建設課長。

建設課長（緩鹿英文君）建設課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問に答えさせていただきます。

今回、空洞化抑止ということで、先ほども言わされましたとおり、町の住宅施策全般に関連してくることになりますて、当然、住宅施策となりますと定住推進課が中心になって、やっております。ただ今回建設課で、この立地適正化計画のこの業務の中でやるに当たりましては、業務が今年度、令和7年度の業務ということになりますので、その辺ある程度コントロールしていくことが必要になって期間的なところも関係してきますので、当然内容的に、アンケート調査、ニーズ調査ですとか、いろいろな人へのアンケート調査を実際していくという中で、当然定住推進課等と連携しながら、作業は進めていくということになろうかと思います。以上です。

議長（中根信一郎君）建設課長。

建設課長（緩鹿英文君）建設課長です。

ただいまの質問の空洞化の抑止等への効果というところに関しての説明がちょっと抜けていましたので、お答えします。

当然、空洞化については、先ほど言ったようにニーズ調査等をしていく必要が出てくるのかなと。当然、街中から外に出ていってしまう人等も実際いると、当然外から中に入ってくる人もいるわけですけど、そういった中で、外へ出ていってしまう人等は当然空き家ですか、空き地、あと高齢者世帯、そういったところで抜けて、空き家に、空洞化していくところもありますけど、若者等子育て世帯についても外へ出でてしまう、そういったところもあるというところは、なんとなく確認できているものですか

ら、そういった人が先ほどちょっと説明しましたとおり、ニーズ調査のようなことで、こういった施設があれば、街中とか、森町に住みやすくなるとか、住むためにはこういった施設が欲しいとか、そういったことをニーズ調査をしながら、それによって中にこういう必要な施設を設けることで空洞化、そこに街中に入ってきたくれる人を増やすとか、そういったことでの空洞化抑止につながるような具体的な施策については、今回検討していく中で、合わせて検討していくような形になろうかと思います。以上です。

議長 (中根信一郎君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず本案に対する反対の方の発言を許します。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (中根信一郎君) 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

追加議事日程第4号の追加1の第3、議案第46号「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根信一郎君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま追加して上程されました議案第46号「建設工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年度（過年災）林道施設災害復旧事業林道明ヶ島線災害復旧工事の建設工事に係る契約の締結でございます。当工事箇所は、天方地区嵯塚地内に位置しており、町道椋地線の起点より約8.8キロメートル北上した地点となります。令和4年9月23日から24日にかけて発生した台風15号により被災し、災害復旧工事の施工期間中、令和6年2月19日から20日にかけて発生した豪雨によって再度被災したものです。令和6年6月19日に災害査定を受け、復旧計画の承認を得てから、工事の発注まで2か月程度見込んでおりましたが、令和6年8月27日の豪雨により、当工事箇所への進入経路である掛川市道が被災し、当工事箇所へ工事車両の進入が不可となったため、令和6年度の完成が見込めなくなっていました。この度、掛川市道の復旧が本年8月に予定されていることから、復旧に併せ、円滑に工事を施工するよう入札を執行いたしました。工事の概要につきましては、復旧延長84メートル、簡易法枠工1,109平方メートル、補強土壁工164平方メートルの林道施設災害復旧工事一式であります。

去る6月19日に指名競争入札を行った結果、周智郡森町問詰1362番地の4、株式会社岩附建設、代表取締役岩附俊夫が落札いたしましたので、同社と建設工事請負契約を契約額5,995万円で締結いたしましたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、工事期間といたしましては、令和7年7月1日から令和8年3月20日までを予定しております。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長　（中根信一郎君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長　（中根信一郎君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 46 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 7 年 6 月森町議会定例会を閉会します。

(午前 10 時 21 分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和7年6月25日

森町議會議長

会議録署名議員

同上